

救急搬送における選定療養費の徴収において

県民の皆さまへ

- ▶命に関わるような<mark>緊急時は、迷わず救急車</mark>を呼んでください
- ▶救急車を呼ぶか迷ったら、救急電話相談へご相談ください

数 救急電話相談 **增** 24時間365日[相談無料]

上記でつながらない場合 050-5445-2856

救急搬送の原則

救急車の要請があれば、救急隊は今後も搬送を断りません

救急の現状

- 救急搬送件数は過去最多
 - ▶ 6割以上が大病院に集中、半数は軽症
- 2024年4月から医師の働き方改革が開始
 - > 救急現場は更にひっ迫



救急車を呼んだ時の緊急性が認められない場合には

⇒対象となる大病院において**選定療養費**が徴収されます

詳しくはこちら▶ 🎳

救急車の

有料化では

ありません!

※診断時に軽症でも救急車要請時の緊急性が認められる場合は徴収されません (例) 熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作 など

大病院へ救急搬送されたうち、徴収されたのは3.8% (実際に徴収された例)

徴収 3.8%

- ・ひざを擦りむいた
- ・数日前からの関節痛
- ・しゃっくりが止まらない等

(期間:2024年12月~2025年5月)

非徴収 96.2%

原則、選定療養費は徴収されません。迷ったらご相談ください。

救急電話相談(#7119、#8000)で救急車要請を助言された場合は、

【担当課】 茨城県 保健医療部 医療局 医療政策課 電話番号: 029-301-2689

[月~金 8時30分~正午、13時~17時15分(土日祝日、年末年始除く)]

メールアドレス: iryo1@pref.ibaraki.lg.jp



